

子どもの不安や悩みに寄り添うために

町田市では、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいきます。

いじめとは？

「いじめ」はいじめられている子どもといじめている子どもという関係だけでは成立しません。周りではやし立てたり面白がったりする観衆と黙って見守っている傍観者を含めた四層構造の中で起こるものです。

- 観衆や傍観者の立場にいる子どもも結果としていじめを助長していることもあります。
- いじめられている子といじめている子は立場が逆転することもあります。
- 傍観者が仲裁者となれるような指導が大切です。



【いじめ集団の四層構造モデル（森田 洋司氏）参照】

子どもはどのように思っているかも？

いじめを受けていると恥ずかしい？

いじめを受けると、自信がもてなくなり、弱い自分が悪いと思い詰めてしまうかもしれません。でも、「弱い」と素直に表現できるほうが、実は心が強いのです。恥ずかしいなどと思う必要はありません。

相談するともっといじめがひどくなる？

相談したことが知られると、「もっとひどくなるのではないかと心配する人がいます。いじめがひどくなると思う場合は、そのことを学校に伝えてください。学校は何よりもいじめられている子を守り抜くことを第一に対応します。

言いつけることは卑怯？

いじめについて訴えること、相談することは決して卑怯ではありません。いじめをしている人が卑怯なのです。自分だけで解決しようとしても問題が深刻になることもあります。すぐに学校へ相談してください。

大人に相談しても解決しない？

人間関係の修復を含めて、本当に解決するには時間はかかると思いますが、大事なはいじめを止めることです。先生方や相談機関の方は、これまでの経験を踏まえた専門的な対応が可能です。

お子様にいつもと違う様子や、 小さな変化が見られることはありませんか？

(裏面)学校への相談について ➡

町田市いじめ防止基本方針

町田市では、「町田市いじめ防止基本方針」を策定し「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という決意の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

詳細については
こちらをご覧ください



1 どのようないじめが起こるの？

「からかい・悪口」、「軽くぶつかる・叩く」、「仲間はずれ・無視」など、大人が気付きにくい「いじめ」が全体の約8割を占めています。また、「インターネット上のいじめ」については、潜在化している可能性があり、注意していく必要があります。



冷やかしたり悪口などを言う



遊ぶふりをして乱暴なことをする



みんなで無視し、存在を否定する



インターネット上で悪口を書きこむ

いじめ防止基本方針
P.6

2 学校ではどのように対応するの？

町田市立学校では「学校いじめ対応チーム（学校いじめ対策委員会）」を設置しています。「学校いじめ対応チーム」とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対応など、学校が実効的にいじめの問題に取り組むための中核となる組織です。教育委員会や関係機関とも連携を図りながら対応します。

学校いじめ対応チーム

《構成員》

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、生活指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー 等

※校種・学校規模・実態に応じて各学校で構成員を編成しています



いじめ防止基本方針
P.8-10

3 早期発見・早期対応に向けて

▼ 思い当たることはありませんか

✓ 表情や態度の変化

- ☐ 笑顔がなく、沈んでいる
- ☐ 目線を合わせようとしめない
- ☐ 周囲を気にして、おどおどしている

✓ 身体や服装の変化

- ☐ 急に朝起きられなくなった
- ☐ 眠れなかったり、不調を訴えたりする
- ☐ 持ち物が落書きされていたり、壊されていたりする

✓ 行動や人間関係の変化

- ☐ 登校を嫌がる
- ☐ 物を壊すなど、攻撃的になる
- ☐ 不安げにスマートフォン等を気にする

早期発見

子どもの小さな変化を見逃さない

保護者

連携・協力

学校

確認

子どもの心と体の安全を第一に考える
・事実を丁寧に聞いてあげましょう
・子どもの辛い気持ちを受け止めましょう
・子どもを全力で守ることを伝えましょう

子どものプライドと意思を尊重する
・無理に聞き出そうとせず、子どもの気持ちに寄り添って考えましょう

相談

子どもの気持ちを受け止め、相談する
・親子で相談し、解決が困難場合、学校に相談しましょう

感情的にならず、冷静に対応する
・学校、相談機関等と連携し、子どものために何をすべきかという視点で対応しましょう

支援

温かい言葉かけで親の気持ちを伝える
・「あなたは悪くない」「私はあなたの味方」等のメッセージを伝えましょう
※「いじめに負けるな」「もっと強くなれ」などと励まし、元気づけようとするのはかえって子どもを追い込むことになりかねません

子どもと触れ合う時間を大切にする

初期対応

通報・発見・報告・事実確認
・いじめ（疑いを含む）の情報を得た教員が、学年主任や、生活指導主任、管理職へ報告します
・対象児童・生徒の安全を確保し、事実確認を行います

対象児童生徒の保護者へ連絡
・聞き取った事実や対応について、学校から保護者へ連絡します

対象児童生徒…いじめを受けた児童生徒

事実関係の把握・整理
・緊急事案では、緊急会議を開き、事実関係を整理し、状況を把握します

調査方針・役割分担の決定
・聞き取り方法や役割分担を確認し、調査方針を決めます

実態調査
・関係児童生徒等に対して調査を行います

関係児童生徒…いじめを行った疑いのある児童生徒及び何らかの関わりのある児童生徒

学校いじめ対応チーム

調査の整理・指導方針の決定
・調査内容を整理し、いじめ解消に向けた指導の確認を行います

いじめ解消に向けた指導
・いじめを行った児童生徒へ指導を行います
・対象児童生徒・いじめを行った児童生徒双方の保護者へ連絡をします
・経過観察を行い、継続して見守っていきます

※ 学校では、家庭と連携・協力しながら、対応を行っていきます

4 重大な事案への対処

▼ 警察、児童相談所等との連携

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為につながる恐れのある事例については、学校が所轄警察署や児童相談所等と適切に連携して対応します。このことは、いじめ防止対策推進法（第23条第6項）という法律にも示されています。

※いじめを行った児童生徒を罰するためではなく、教育的配慮の下、アセスメントや指導・支援を行うための連携です。

いじめ防止基本方針
P.2-3

▼ いじめの重大事態

いじめの程度がひどい場合には、「いじめの重大事態」として扱われます。「いじめの重大事態」と判断された際は、学校は教育委員会と連携し、専門家の参画や第三者性の確保を図りながら詳細な調査を実施します。重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。あくまでも、事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態の対処及び、同様の事案の再発防止を図ることを目的として行われます。

いじめ防止基本方針
P.28-34

いじめの重大事態については
こちらをご覧ください。



（通知・概要・ガイドライン・チェックリスト等）

※ まちだ子育てサイトに関連情報のリンクがあります

（裏面）家庭で大切にしたいこと
子どもの悩み相談

家庭で大切に したいこと

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることを伝えていくことが大切です

✓ 家庭でできる取組

- ☐ 子どもの話を最後までじっくり聞くことを大切にする
- ☐ 一緒に会話したり、食事をしたりする機会をつくる
- ☐ 子どもの趣味や関心のあることを話題にしてコミュニケーションを大切にする
- ☐ 一緒に活動する時間をつくる
- ☐ 「早寝・早起き」「あいさつ」など基本的な生活習慣を大切にする
- ☐ 約束やルールの意味、守ることの大切さを一緒に考える
- ☐ 家庭での約束事を一緒に考えて決める
- ☐ 子どもの個性や特性を認め、自分に自信がもてるように接する
- ☐ 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認する



子どもの 悩み相談

ご心配なこと、気になることがありましたら、
まずは学校にご相談ください

学 校

担任・学年主任

スクールカウンセラー

生活指導主任・管理職



学校と教育委員会で
連携して対応します



その他の
相談窓口は
こちらから



相談機関

教育センター

教育委員会

都・警察等その他相談機関

相談機関	電話番号	相談日時
町田市教育相談 来所相談《町田市教育センター》	042-792-6546	月～金、第1・3土 8:30-12:00 13:00-17:00
町田市教育相談 電話相談《町田市教育センター》	042-792-6546	月・水・金 9:00-12:00 13:00-16:00
いじめ110番《町田市教育委員会指導課》	042-724-2867	月～金 8:30-17:00
東京都いじめ相談ホットライン《東京都教育相談センター》	0120-53-8288	24時間対応
ヤング・テレホン・コーナー《警視庁少年相談係》	03-3580-4970	24時間対応